

カント『判断力批判』における「演繹論」の意味 ——「認識一般」と「客観一般」との関係を手掛かりに——

久保志織

はじめに

本論文の目的は、カント（Immanuel Kant, 1724-1804）の『判断力批判』（*Kritik der Urteilkraft*, 1790）⁽¹⁾における「純粹な美的判断力の演繹」（以下「演繹論」）が、超越論哲学の問題を引き継いでいるものであるということを提示することである。「演繹論」においてカントは、美の分析論で規定された趣味判断の特質である、趣味判断の主観的普遍妥当性の正当化を試みた。同じく趣味判断の主観的普遍妥当性の正当化が問題となっているのが、カントの「人間学に対するレフレクシオン」の988番（以下R988）である。R988は1784年頃に書かれたと推定されているものである。P・ジョルダネッティは、このR988を参照することによって、趣味判断における「認識一般（*Erkenntnis überhaupt*）」と「客観一般（*Objekt überhaupt*）」との関係を手掛かりに、趣味判断の主観的普遍妥当性の正当化の問題を捉えている。こうしてジョルダネッティは、趣味判断の主観的普遍妥当性の問題を、私たちがいかにして認識の対象とはならない対象の概念である客観一般と関わることができるのかという超越論哲学の課題のなかに位置づける⁽²⁾。

しかし、ジョルダネッティは、『判断力批判』においては、「客観一般」の概念は消えていると指摘している。つまり、『判断力批判』の「演繹論」において超越論哲学の課題もまた消えてしまったと解釈しているのである。確かに、従来の『判断力批判』に関する多くの解釈でも、「演繹論」は、趣味判断の主観的普遍妥当性の問題として扱われており、それがカントの超越論哲学のなかに位置を占めていることは指摘されていなかった⁽³⁾。本論文では、ジョルダネッティが指摘するように「客観一般」の概念は『判断力批判』から消えたとは解釈するのではない。むしろ、「認識一般」に対応する「客観一般」の概念は、『判断力批判』での重要概念である「私たちの認識能

力に対する自然の合目的性の原理」すなわち「超感性的基体」に引き継がれていることを提示する。このことによって「演繹論」が超越論哲学の問題を含んでいると考えることができるであろう。

第一節 趣味判断の演繹の課題

趣味判断はその根底にア・プリアリな原理をもつゆえに必然性を要求する。必然性を要求する判断は正当化されなければならない (Vgl., V, 280)。カントは「演繹論」において趣味判断における何を正当化しようとしているのだろうか。すなわち、演繹の課題とはなんであろうか。カントは「演繹論」において、趣味判断の演繹を行うのに先だって、正当化されるべき趣味判断の特質を整理する。

趣味判断の演繹において重要な趣味判断の特有性は二つある。趣味判断の第一の特有性は、「趣味判断は、その判断があたかも客観的であるかのように、その趣味判断の対象を、適意に関して、あらゆる人の同意への要求とともに (美として) 規定する」(V, 281) というものである。趣味判断の第二の特有性は、「趣味判断は、あたかもその判断が単に主観的であるかのように、証明根拠によってはまったく規定可能でない」(V, 284) というものである。趣味判断の演繹において重要な趣味判断の特質は、趣味判断が感情に基づく主観的かつ個別的判断であるにもかかわらず、主観的普遍妥当性を持ち、他のあらゆる人に必然的に当てはまる判断であることである。この趣味判断のもつ主観的普遍妥当性が、「演繹論」において正当化されなければならない。

いかにして趣味判断の主観的普遍妥当性は正当化されるのであろうか。趣味判断は、規定された概念には基づかない判断である。さもなければ、その判断は認識判断となってしまう。それゆえ、趣味判断は、客観についての概念にしたがってその普遍性と必然性を要求するのではない (Vgl., V, 287)。では、いかにして趣味判断は主観的な普遍性と必然性を要求することができるのであろうか。それは、趣味判断が、客観的ではない主観的条件に基づくことによってである。カントは趣味判断の主観的条件について次のように述べる。「〔……〕ある判断における諸概念は、その判断の内容 (客観の認識に属するもの) を含むのであるが、趣味判断は諸概念によって規定できないの

であるから、趣味判断は判断一般の主観的形式的条件にのみ基づいている。すべての判断の主観的條件は、判断する能力そのものつまり判断力である」(V, 287)。趣味判断の演繹は、趣味判断を下す能力そのものに向けられることになる。趣味判断において私たちは対象の現実存在とは関わらないため、趣味判断の演繹においては、趣味判断の全ての実質を排除することができる (Vgl., V, 290)。それゆえ、趣味判断の主観的普遍妥当性を正当化するには、私たちの認識能力の側に目を向けるだけで十分である (Vgl., V, 290)。

以下は、カントが趣味判断の演繹の結論を述べている § 38 からの引用である。

美的判断力の単に主観的諸根拠に基づく判断の普遍的賛成への要求を正当化するためには、次のことが認められれば十分である。〔……〕 全ての人においてこの能力〔美的判断力〕の主観的諸条件が、その判断のうちで作動させられている認識諸能力の認識一般に対する関係に関しては、一様である。このことは真でなければならない。なぜなら、さもなければ人間は自分たちの諸表象、それどころか認識すらも伝達できないであろうからである。(V, 290)

この結論は、次のように解釈することができる。趣味判断の主観的條件は、認識一般という（認識判断にも必要とされる、私たちにア・プリオリに備わっている）私たちの認識諸能力の構造である。それゆえ、趣味判断の主観的條件は、他のあらゆる人にも備わっていると想定することができる。こうして、趣味判断の主観的條件があらゆる人の間で同一でなければならないと言われることによって、趣味判断の主観的普遍妥当性は正当化され、演繹は終了する。しかしここで注目したいのは、私たちの認識能力の状態が同一でなければならないということに対してカントが付した「その判断のうちで作動させられている認識諸能力の認識一般に対する関係に関しては」という条件である。ここにおいて示唆されていることは何であろうか。このことを考えるうえで鍵となるのは、カントの R988 における趣味判断についての記述である。

カントは、R988 では趣味判断の主観的普遍妥当性の根拠を、私たちの認識能力の構造の同一性に求めるのではなく、趣味判断における「認識一般」と「客観一般」と

の関係のうちを求める。R988で述べられていることを趣味判断の演繹であると捉えるのであれば、カントはそこで趣味判断の演繹を、単に趣味判断の主観的普遍妥当性の根拠づけとしてではなく、超越論哲学の問題として論じていることになる。趣味判断の演繹は趣味判断の主観的普遍妥当性の正当化の問題であるのみではなく、カントの超越論哲学の文脈において考えられる問題である。

それでは『判断力批判』においてはどうかであろうか。カントは趣味判断の演繹の問題を、もはや超越論哲学の課題を視野に入れて考えていないのであろうか。このことを考察するに先立って、次節ではR988においてカントが趣味判断の主観的普遍妥当性の問題をどのように論じているのかを見たい。

第二節 趣味判断における「認識一般」の問題

R988は、カントの趣味判断に関するメモ書きである。この文書は、1784年頃に書かれたと推定されている。ジョルダネッティによれば、従来の研究では、カントによる趣味判断のア・プリオリ性の発見は、1787年のカントの書簡において見られていた。つまりカントは、趣味判断が単に判断者個人にのみ当てはまる判断ではなく、他のあらゆる人にも必然的に同意を求めてもよい判断であることを、1787年に初めて発見したということである。しかしジョルダネッティは、カントが1784年にすでに趣味判断のア・プリオリ性を発見していたと言う⁽⁴⁾。カントが1784年に趣味判断のア・プリオリ性を発見していたことを示すのが、R988である。

ここでは、ジョルダネッティの「趣味判断のア・プリオリ性のカントの発見」という論文を参照しながら、R988における趣味判断の主観的普遍妥当性の問題を考察したい⁽⁵⁾。次の引用は、趣味判断における「認識一般」と「客観一般」との関係を示すR988内の記述である。

客観に関する概念によって規定されるのではないが、客観的に妥当する判断とは、
いかにして可能であるか。〔……〕

判断が、一切の認識諸能力の関係を、客観一般の認識に向けた合致において表現

する場合、それゆえその客観を感じる通りに認識諸能力の互いの間での相互の促進のみを表現する場合。〔……〕

判断が客観に（また客観に関する概念を介するかたちでのみ主観に）関係する場合、しかしそれにもかかわらず、何らかの客観についての規定された概念、また諸規則にしたがって規定可能な、主観に対する（概念の）何らかの関係についての規定された概念が、同じ客観の判断を必然的なものたらしめない場合、そのときその判断は、認識一般の心の能力によって客観一般と関係づけられなければならない。というのもその場合、規定された概念ではなく、単に概念一般によって伝達が可能となる認識諸能力の運動の感情が、判断の根拠を含んでいるものだからである。この快は、判断に関する快であり、判断の客観に関する快ではない。（XV, 432-433）

このカントの記述を踏まえた上で、ジョルダネッティは、「いかなる規定された概念にも至らない認識である「認識一般」は、〔趣味〕判断の客観性の基礎として機能する」⁽⁶⁾と結論づける。認識一般は、認識判断とは異なり、規定された概念に至らないものである。つまり、趣味判断は、「認識一般」に基づくがゆえに、規定された概念とならない「客観一般」と関わることにより、「客観に関する概念」によっては規定されないが、ある種の「客観的」妥当性、すなわち主観的普遍妥当性をもつ判断となることができるのである。それでは、「認識一般」が関わることのできる「客観一般」とは何であろうか。

続いて、ジョルダネッティは、「客観一般」について、趣味判断の対象を問題にするなかで論じる。「さて、この判断の対象とは、どのようなものであろうか。『純粹理性批判』において「超越論的对象」は、それが「意識の必然的統一」（A109）以外の何も形成しないことという仕方で、経験に関係づけられた諸概念に客観的実在性を与える。客観一般が問題になることで、この概念は、まったく「いかなる規定された直観も含む」（A109）ことができない」⁽⁷⁾。つまり、R988においてカントは、私たちの意識の必然的統一が関わる『純粹理性批判』での「超越論的对象」、すなわち対象の上位概念である「対象一般」に連なる「客観一般」の概念にさかのぼることで、趣味

判断の主観的普遍妥当性を根拠づけようとしているのである⁽⁸⁾。つまり、趣味判断において私たちは、私たちの認識能力を通じて、認識判断に関わる個別的对象ではないが、それでも私たちの思考に関わることができる対象、すなわち「客観一般」と関わる。このことによって、趣味判断は主観的普遍妥当性をもつことができるのである。このようにジョルダネッティは、カントが趣味判断の主観的普遍妥当性の根拠づけを、『純粹理性批判』において登場する概念に準拠して行ったと解釈することで、趣味判断の主観的普遍妥当性の問題を超越論哲学の問題のなかに位置づける。

こうして、R988でのカントの記述に基づき、ジョルダネッティは、趣味判断の普遍妥当性の根拠を、趣味判断が認識一般との関係において客観一般と関わることに求める。しかし、趣味判断の主観的普遍妥当性を担保するための重要な概念は、『判断力批判』においては「客観一般」ではなく、「自然の合目的性の原理」である。このことを踏まえて、ジョルダネッティは、『判断力批判』から「認識一般」に対応するものとしての「客観一般」概念が消えたことを指摘する⁽⁹⁾。趣味判断の主観的普遍妥当性を根拠づける概念は、「客観一般」から「主観的合目的性」へと転換した⁽¹⁰⁾。ジョルダネッティは、「客観一般」と対応する「認識一般」の概念は、『判断力批判』では単に認識諸能力の調和状態を示すものへと変化し、超越論哲学の課題のなかで趣味判断について論じていたカントの問題意識は、『判断力批判』においてはもはや見られないものであると指摘する⁽¹¹⁾。しかし、R988で見られたカントの問題意識は、本当に『判断力批判』からは消えてしまったものであるのだろうか。

次節では、「演繹論」が『判断力批判』においてもつ意味を考えるために、R988で取り扱われている趣味判断における「認識一般」と「客観一般」との関係は、『判断力批判』においてはどのように議論されているのかを考察したい。

第三節 『判断力批判』における「演繹論」の意味

「客観一般」の概念は、『判断力批判』においてはどのように扱われているだろうか。「客観一般」とは、私たちの認識の対象となることはない対象一般の概念、規定されていない概念である。私たちが個別的な対象ではない対象の概念と関わることのでき

る可能性について、『判断力批判』では「美感的判断力の弁証論」（以下「弁証論」）において論じられている。

趣味判断は、（判断力に対する自然の主観的合目的性についての根拠一般の）ある概念に基づくが、その概念からは、客観に関してなにも認識されず証明されることはできない。なぜなら、その概念はそれ自体規定できず、認識の役に立たないからである。しかし趣味判断は、まさに同じ概念によって、それでも同時にあらゆる人（おのおのの人においては確かに個別的な、直観を直接的に伴う判断として）に妥当する。なぜなら、趣味判断の規定根拠は、おそらく、人間性の超感性的基体と見なされることのできるものの概念のうちにあるからである。（V, 340）

『判断力批判』において、趣味判断の主観的普遍妥当性の最終的な根拠は「超感性的基体」であることがほのめかされている。この「超感性的基体」とは、「私たちの認識諸能力に対する自然の合目的性についての根拠一般の概念」である。趣味判断において、私たちが認識の対象とすることのできない「超感性的基体」と関わることもできるということが、趣味判断における私たちの主観的普遍妥当性への要求を正当化することができる。前節で取り上げた R988 を考慮に入れるならば、「認識一般」が関わることもできる「客観一般」の概念は、『判断力批判』では「超感性的基体」つまり「私たちの認識諸能力に対する自然の合目的性の原理」の概念に引き継がれているということができるであろう。「客観一般」も「超感性的基体」も私たちの認識の対象とはならないのであるが、それでも私たちの趣味判断の主観的普遍妥当性を根拠づけるものだからである。

以下は、趣味判断と認識一般との関係についてのカントの記述である。

この表象によって作動している認識諸能力は、このさい自由な戯れのうちにある。なぜなら、いかなる規定された概念もこの認識諸能力を特定の認識の規則に制限しないからである。それゆえ、この表象における心の状態は、認識一般に対して、与えられた表象における表象諸能力の自由な戯れの感情の心の状態でなければな

らない。(V, 217)

趣味判断は、規定された概念ではなく快の感情に基づく判断である。その快の感情は、対象の現実存在と関わるものではなく、認識諸能力の戯れを介した快の感情である。趣味判断におけるこの認識諸能力は、規定された認識には至らず、「認識一般」に対して働いているものである。私たちの認識能力は、特定の概念へと至ることのない認識一般のために用いられることによって、規定されていない概念と関わることができる。R988では、趣味判断における「認識一般」と「客観一般」との関係が趣味判断の主観的普遍妥当性を根拠づけた。『判断力批判』においてはなるほど「客観一般」の概念は現れない。しかし趣味判断の最終的な根拠としてほのめかされた「超感性的基体」は、規定されていない対象の概念、すなわち認識されることはないが思考が関わることのできる対象一般という上位概念に数え入れられることができると思われる。そのかぎり、『判断力批判』において「客観一般」の概念は、消えたのではなく、「超感性的基体」の概念に引き継がれたのである。

第一節でも見た通り、私たちの認識能力の状態があらゆる人のうちに同一であると考えられるべきであるのは、「認識諸能力の認識一般に対する関係に関して」であった。すなわち、カントにとって問題であったのは、私たちの認識能力が具体的な認識に至らない、あるいは具体的対象に向けられるのではない仕方で使用可能であるということである。この私たちの認識能力のもつ「客観一般」と関わる可能性こそが、趣味判断の主観的普遍妥当性を担保しているのであり、このことは超越論哲学の課題と関わっているのである。

確かに、「演繹論」の問題が趣味判断の主観的普遍妥当性の問題のみを視野に入れていると解釈することはできる。しかし「演繹論」で登場する「認識一般」という概念に注目するならば、趣味判断の演繹の問題は、趣味判断の主観的普遍妥当性の正当化という問題にとどまることなく、私たちが認識の対象とはならない対象と関わることのできるということが、視野に入っているのである。こうして「演繹論」は、単に趣味判断の主観的普遍妥当性の問題のみを問うているのではなく、「認識一般」を問題にすることによって、私たちの認識能力が認識の対象とすることができない対象

一般と関わることのできる可能性を視野に入れているのである。そのことによって、R988 だけではなく、「演繹論」も超越論哲学の問題のなかで考えることができるであろう。

おわりに

本論文では、趣味判断の演繹が『判断力批判』においてもつ意味について考察した。ここでは、ジョルダネッティが言うように、『判断力批判』において「客観一般」という言葉が消えたのではなく、むしろ「自然の合目的性の原理」が「客観一般」の概念を引き継いだものではないのか、ということを描した。私たちが趣味判断を下すさいに私たちの認識能力は、「超感性的基体」言い換えれば「自然の合目的性の原理」と関わるのである⁽¹²⁾。こうして、趣味判断は主観的普遍妥当性をもつことができるのである。このように、趣味判断において、規定された認識に至らない認識一般のために私たちの認識能力を用いるということによって、私たちが自然の合目的性の原理という「超感性的基体」と関わるができるという、「弁証論」につながる論点が生かされることに、「演繹論」の『判断力批判』における意味があるのである。

註

(1) カントのテキストの引用・参照元は次の通りである。

『判断力批判』：Kant, Immanuel, *Kritik der Urteilskraft*, herausgegeben von Klemme, Heiner F.; mit Sachanmerkungen von Giordanetti, Piero, Hamburg, Felix Meiner, 2009.

「人間学に対するレフレクシオン」：Kant, Immanuel, *Anthropologie*, in: *Kant's gesammelte Schriften*, herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften; Bd. 15; Abt. 3, Kant's handschriftlicher Nachlaß; Bd. 2, Berlin, W. de Gruyter, 1923.

『純粋理性批判』：Kant, Immanuel, *Kritik der reinen Vernunft*, herausgegeben von Timmermann, Jens; mit einer Bibliographie von Klemme, Heiner, Hamburg, Felix Meiner, 1998.

カントのテキストからの引用・参照のさいは、ローマ数字でアカデミー版の巻数を、アラビア数字でアカデミー版のページ数を指示した。『純粋理性批判』については、慣例に従い、Erste

Auflage (1781) と Zweite Auflage (1787) のページ数を、それぞれ A、B の略号と共に記入した。なお、〔 〕内は執筆者による補足であり、〔……〕は中略を意味する。

(2) カントは、超越論哲学について『純粹理性批判』で次のように述べる。「第一のもの〔超越論哲学〕は、悟性と理性とのみを、与えられると仮定されるような客観なしに対象一般と関わる全ての概念と原則の体系のなかで考察するのみである（存在論）」(A845/B873)。「超越論哲学」とは私たちが個別的な対象とは関わることなくとも、対象の概念と関わる可能性がある可能性を問うものである。

(3) これまで「演繹論」に関しては、以下の解釈が存する。円谷裕二は、「演繹論」を共通感覚の問題に回収する解釈を行っている（円谷裕二「共通感覚と超越論的哲学」、牧野英二・福谷茂編『現代カント研究2 批判的形而上学とは何か』理想社、1990年、224頁参照）。またD・クロウフォードは、『カントの美の理論』において、カントは趣味判断の演繹を「演繹論」においてだけでなく、「美の分析論」や「弁証論」においても行っているという解釈を行う（Cf., Crawford, Donald W., *Kant's Aesthetic Theory*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1974, pp. 66-69）。またC・フリッケは、「演繹論」について「認識諸能力の連関と関係する満足は、カントが§ 35において記述したように、その都度の感覚主観の個人的愛好から自由である。その満足は、認識諸能力の活動に基づいており、それと同時に人が可能的認識一般に必要なものとしてすべての人のうちに想定することができる」（Vgl., Fricke, Christel, “Kants Deduktion der reinen ästhetischen Urteile (§ § 30-38)”, in: Höffe, Otfried (hrsg.), *Kritik der Urteilskraft: 2. Auflage*, Berlin, Akademie Verlag, 2018, S. 123)と結論づけている。以上の解釈は、カントの「演繹論」の問題を趣味判断の普遍妥当性の正当化の範囲内だけに置く解釈である。

(4) Vgl., Giordanetti, Piero, “Kants Entdeckung der Apriorität des Geschmacksurteils: Zur Genese der Kritik der Urteilskraft”, in: Heiner Klemme (hrsg.), *Aufklärung und Interpretation: Studien zu Kants Philosophie und ihrem Umkreis*, Würzburg, Königshausen & Neumann, 1999, S. 179.

(5) 同じくジョルダネッティの研究を参照した先行研究としては、高木駿「「趣味の主観主義」を拡張する——『判断力批判』における「認識一般」を導き糸に」（『哲学論集』上智大学哲学会、2016年、45号、73-88頁）という論文も存する。

(6) Giordanetti, Piero, *op. cit.*, S. 180.

(7) *Ibid.*

(8) *Ibid.*

(9) *Ibid.*, S. 181.

(10) *Ibid.*

(11) *Ibid.*, S. 193.

カント『判断力批判』における「演繹論」の意味

(12) カントは、「私たちの認識能力に対する自然の形式的合目的性の原理としての同じ超感性的なものの理念」(V, 346) という表現を用いている。このことから、超感性的なものである「超感性的基体」を「自然の合目的性の原理」と言い換えてもいいであろう。